

農用地利用配分計画

(市町名: 甲良町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(㎡)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 グリーンファーム池寺	滋賀県犬上郡甲良町	池寺堀之内1665	田	2990	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷橋詰1725	田	2752	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷橋詰1761	田	2604	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金堂口372	田	842	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金堂口375	田	1067	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金面2182	田	4392	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金面2191	田	3251	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金面2201	田	3341	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷金面2202	田	3446	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
10	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷桂城1774	田	3173	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
11	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷桂城1833	田	1300	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
12	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷桂城1833-1	田	1424	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
13	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷神ノ木1207-1	田	594	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
14	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷神ノ木1212-1	田	592	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
15	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷竹ノ尻1976	田	1543	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
16	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷竹ノ尻2086	田	1153	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
17	農事組合法人 きらり下之郷	滋賀県犬上郡甲良町	下之郷礼田1948	田	1136	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
18	農事組合法人 北落宮農組合	滋賀県犬上郡甲良町	北落下干原1165	田	3637	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和20年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
19	農事組合法人 北落宮農組合	滋賀県犬上郡甲良町	北落露無1288	田	2100	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和20年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
20	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原横田1631	田	3781	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
21	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原牛尾1310	田	2622	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
22	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原牛尾1335	田	2132	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
23	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原古屋敷1571	田	2234	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
24	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原古屋敷1572	田	1223	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
25	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原古屋敷1574	田	2998	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

農用地利用配分計画

(市町名: 甲良町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
26	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原古屋敷1575	田	2680	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
27	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原須田1267	田	3680	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
28	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原道方1465	田	1463	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
29	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原道方1479	田	2250	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
30	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1132	田	2945	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
31	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1134	田	4445	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
32	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1145	田	2963	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
33	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1146	田	3352	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
34	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1152	田	3745	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
35	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	小川原梅ノ木原1156	田	3516	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
36	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	尼子柴原2598	田	2488	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
37	農事組合法人 ファーム小川原	滋賀県犬上郡甲良町	尼子二町田2607	田	1940	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	10,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき